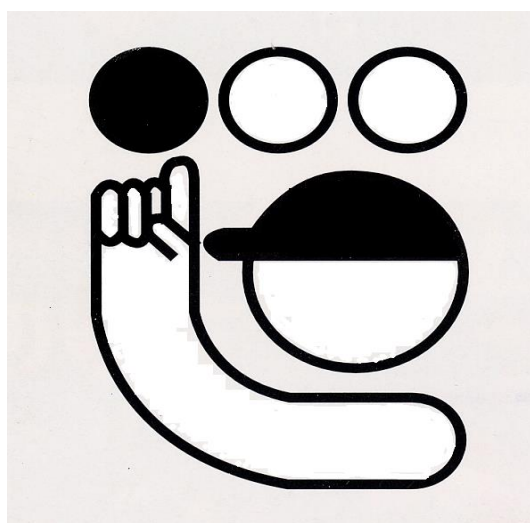




第 1 1 次狭山市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

～だれも交通事故の

被害者にも加害者にもならない

「安全・安心な狭山」を目指して～

狭 山 市

はじめに

本市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「交通安全対策基本法」に基づき、昭和 46 年度以降、10 年にわたり「狭山市交通安全計画」を策定し、埼玉県や狭山警察署、交通関係団体等との密接な連携のもとに、各種対策を積極的に推進してきました。

その結果、令和 2 年に市内で発生した交通事故のうち人身事故件数は 363 件となり、10 年前の平成 23 年の 798 件に対して 2 分の 1 以下に減少しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の生活様式が変化する中で、時代に即した適切かつ効果的な交通安全に関する諸施策を講じ、より一層の交通事故の抑止を図っていく必要があります。

こうしたことから、本市の交通安全施策を総合的かつ効果的に推進するため、「埼玉県交通安全計画」の趣旨及び施策を参酌するとともに、「第 4 次狭山市総合計画・後期基本計画」との整合を図りながら、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の指針となる「第 11 次狭山市交通安全計画」を策定することといたしました。

引き続き、だれも交通事故の被害者にも加害者にもならない「安全・安心な狭山」を目指して、関係機関や団体との連携、地域の方々の理解と協力のもと、各種対策を積極的かつ効果的に推進していきます。

目 次

第 1 部 総論	1
第 1 章 交通安全計画の策定	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画のポイント	2
4 第 10 次狭山市交通安全計画の成果	2
第 2 章 交通事故の状況	3
1 埼玉県内の事故の状況	3
2 狭山市内の事故の状況	4
第 3 章 交通安全対策の方針	8
1 交通安全対策の重点	8
2 交通安全対策の柱	9
3 交通安全対策の目標	10
第 4 章 計画の推進	11
第 2 部 施策・とりくみ	13
第 1 章 道路交通環境の整備	14
1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	15
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	15
(2) バリアフリーに配慮した歩行空間等の整備	15
(3) 通学路等における安全対策	16
(4) 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化	16
2 交通安全施設等の整備と維持管理等	16
(1) 交通安全施設等整備事業の推進	16
(2) 交通安全施設等の計画的な維持管理	17
(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進	17
3 効果的な交通規制の推進	17
地域の交通実態等を踏まえた交通規制	17
4 自転車利用環境の総合的整備	18
自転車通行空間の整備と放置自転車対策の推進	18
5 交通需要マネジメントの推進	18
地域公共交通の確保・充実	18
6 災害に備えた道路交通環境の整備	18
災害に備えた施設整備と災害発生時における情報提供の充実	18
7 総合的な駐車対策の推進	19
地域の交通実態等を踏まえた駐車対策	19

8	その他の道路交通環境の整備	19
(1)	道路占用及び道路使用の適正化	19
(2)	交通公害の防止	19
第2章	交通安全思想の普及徹底と道路交通秩序の維持	20
1	効果的な交通安全教育の推進	22
	多様な手法を用いた交通安全教育の推進	22
2	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	22
(1)	幼児・小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育	22
(2)	成人等に対する交通安全教育	23
(3)	高齢者に対する交通安全教育	23
(4)	障害者に対する交通安全教育	24
3	自転車の安全利用の促進	24
(1)	自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知	24
(2)	自転車用ヘルメットの普及促進	24
(3)	自転車運転免許制度の活用	24
(4)	幼児二人同乗用自転車の普及促進	25
4	歩行者優先と正しい横断の徹底	25
	歩行者優先と正しい横断の徹底	25
5	交通安全に関する普及啓発活動の推進	25
(1)	シートベルト及びチャイルドシート着用等の徹底	25
(2)	高齢運転者の交通事故防止対策の推進	26
(3)	飲酒運転の根絶	26
(4)	夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進	26
(5)	効果的な広報の実施	27
(6)	危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進	27
(7)	急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等	27
6	民間交通安全団体等の主体的活動の促進	27
	民間交通安全団体等の主体的活動の促進	27
7	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	28
	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	28
8	道路交通秩序の維持	28
	交通の指導取締りの強化等	28
第3章	救助・救急体制の充実と被害者等支援の推進	29
1	救助・救急体制の充実	29
	消防機関と市民が連携した救助体制の充実	29
2	被害者等支援の推進	30
(1)	交通事故被害者等の心情に配慮した支援	30
(2)	自転車損害賠償保険の普及促進	30

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

第2章 交通事故の状況

第3章 交通安全対策の方針

第4章 計画の推進

第 1 部 総 論

第 1 章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な分野で人々の行動変容が起き、外出自粛や公共交通から自家用車、自転車、徒歩への移動手段の切り替えなどが交通事故の発生状況にも少なからず影響を与えるとともに、これまで対面で実施してきた交通安全教室や啓発活動など、交通安全対策のあり方に新たな課題を残しました。

また、人々の生活様式が変化する中で、情報化社会や自動車の先進安全技術等は劇的に進化し、交通安全対策にも新たな視点が不可欠となってきました。

本計画は、「第 11 次埼玉県交通安全計画」を参酌しながら、「人優先」の交通安全思想を基本とし、時代に即した適切かつ効果的な交通安全に関する諸施策について総合的に推進するために策定するものです。

2 計画の期間

この計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

3 計画のポイント

この計画は、「第 11 次埼玉県交通安全計画」の趣旨及び施策を踏まえ、「第 4 次狭山市総合計画・後期基本計画」との整合を図りながら、総合的かつ効果的に交通安全対策を推進するための指針となるものです。

4 第 10 次狭山市交通安全計画の成果

第 10 次狭山市交通安全計画では、埼玉県が第 10 次交通安全計画の目標に掲げた人口 10 万人当たりの年間の交通事故死傷者数を、狭山市の人口で按分した 537 人を目標値に設定し、各種交通安全対策を推進してきました。

その結果、狭山市の令和 2 年の交通事故死傷者数は、439 人となり、目標を達成することができました。

このことは、市と関係機関が連携し、計画に沿って様々な施策に取り組んできた成果であるとともに、社会的背景として、自動車の安全技術等の進展や新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた人流抑制の影響も要因であると捉えています。

今後も、高齢化社会や情報化社会の進展、感染症対策等により生活様式が変化する中で、引き続き、時代に即した交通安全対策の推進が求められます。

第1部 総論

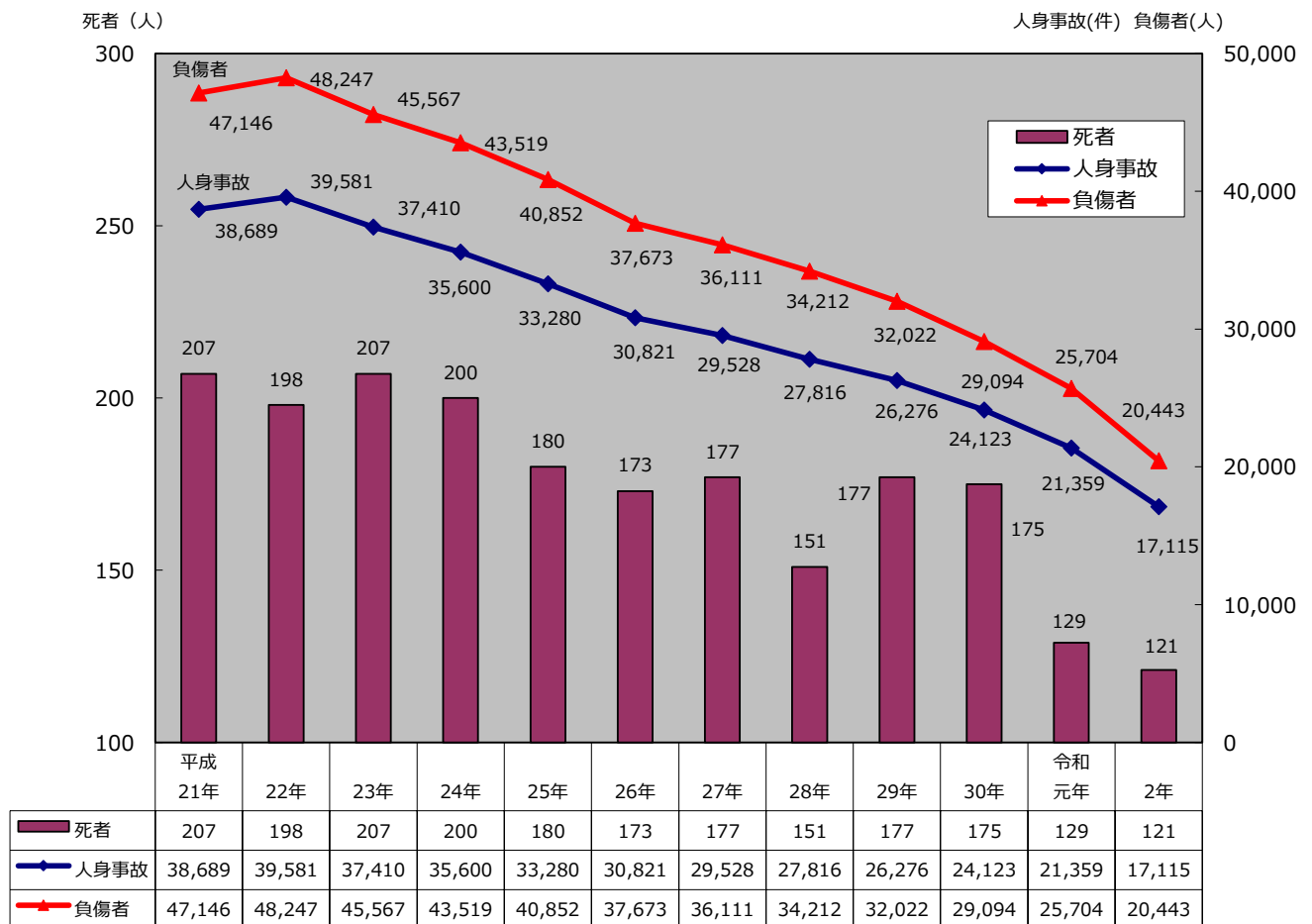
第2章 交通事故の状況

1 埼玉県内の事故の状況

県内の交通事故死者数は、平成22年に年間200人を下回って以降、横ばいで推移していましたが、平成28年には151人、令和元年には129人と減少し、令和2年中の死者数は121人で、昭和29年以降最少を記録しました。

人身事故件数、負傷者数は平成17年をピークに減少傾向で推移しており、令和2年中の人身事故件数、負傷者数はともに10年連続で減少し、昭和42年以降最少となりました。

図 - 1 県内の人身事故件数、負傷者数、死者数の推移



(「第11次埼玉県交通安全計画」より)

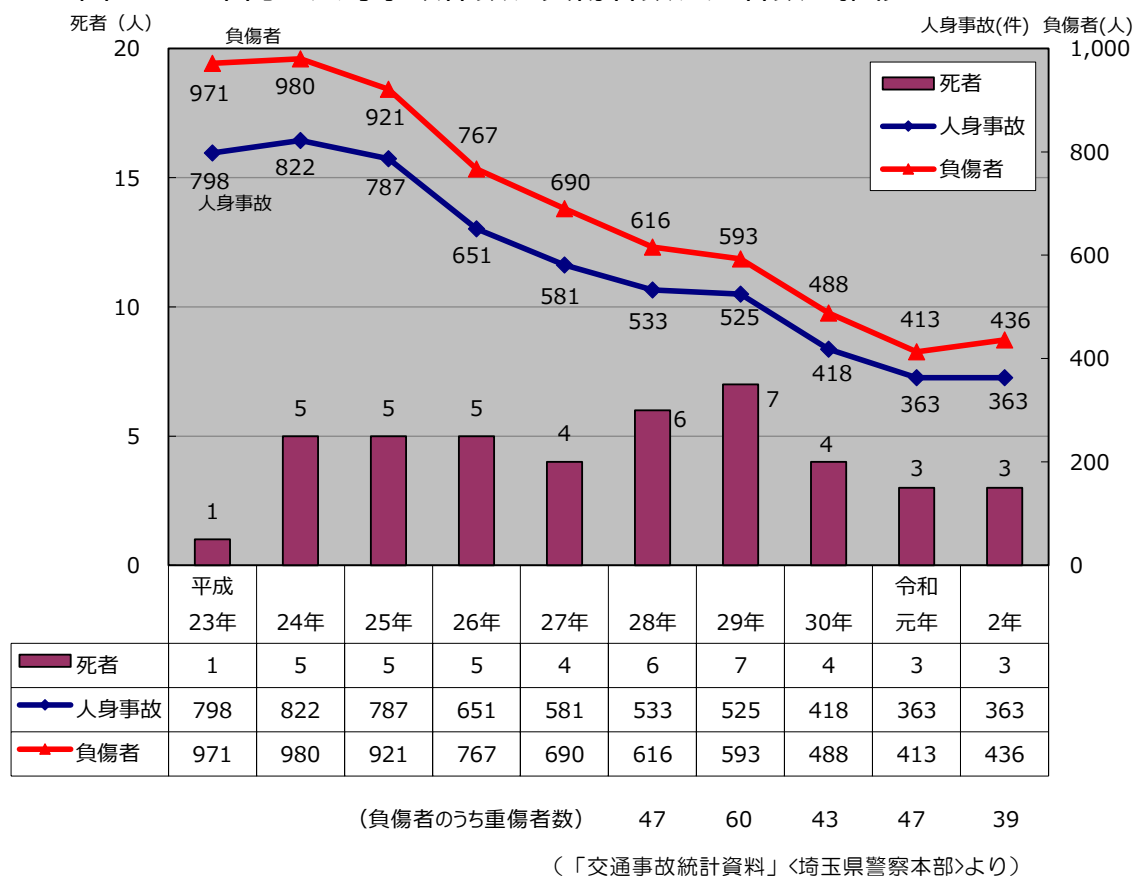
2 狭山市内の事故の状況

本市の交通事故の推移をみると、平成23年から令和2年までの10年間で、死者数が最も多かったのは平成29年の7人で、平成30年以降は4人以下で推移しています。

また、人身事故件数及び負傷者数とも平成24年をピークに減少傾向で推移しており、令和2年の人身事故件数及び負傷者数は、ともに平成24年の半数以下となっています。

※狭山市内の事故件数（負傷者数、死者数）は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）における事故件数（負傷者数、死者数）を含みません

図-2 市内の人身事故件数、負傷者数、死者数の推移



～交通事故の発生状況の傾向～（平成28年から令和2年）

1 高齢者の交通事故死者数が多い

平成28年から令和2年までの5年間ににおける交通事故の死者数を年齢層別に見ると、高齢者（65歳以上）は8人で最も多く、死者全体の34.8%となっており、負傷者数では、高齢者（65歳以上）は416人で、40歳代の521人に次ぐ多さとなっています。

表-1 市内の年齢層別交通事故負傷者数、死者数の推移

(単位 人)

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		合 計	
	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者
15歳以下	38	0	40	0	29	0	22	0	25	0	154	0
16歳～24歳	94	0	81	2	74	0	59	1	69	2	377	5
25歳～29歳	43	0	51	0	46	0	33	0	29	1	202	1
30歳代	105	1	95	0	76	0	59	0	59	0	394	1
40歳代	147	1	113	1	92	1	88	0	81	0	521	3
50歳代	71	1	89	0	77	1	52	0	82	0	371	2
60歳～64歳	24	1	29	1	18	0	21	1	19	0	111	3
65歳以上	94	2	95	3	76	2	79	1	72	0	416	8
合 計	616	6	593	7	488	4	413	3	436	3	2,546	23

(「交通事故統計資料」<埼玉県警察本部>より)

2 自転車・歩行者の事故が多発

平成28年から令和2年までの5年間ににおける交通事故死者数、負傷者数を状態別に見ると、自動車乗車中の事故死者数は4人（17.4%）、負傷者数は1,339人（52.6%）と高い割合となっています。

一方で、市民の移動手段として広く利用されている自転車乗車中の事故は、死者数7人（30.4%）、負傷者数592人（23.3%）で、歩行者の事故は、死者数7人（30.4%）、負傷者数341人（13.4%）となっており、死者数に関しては、自転車乗車中と歩行者の合計が14人となり、全体の60%を超えています。

表-2 市内の状態別交通事故負傷者数、死者数の推移

(単位 人)

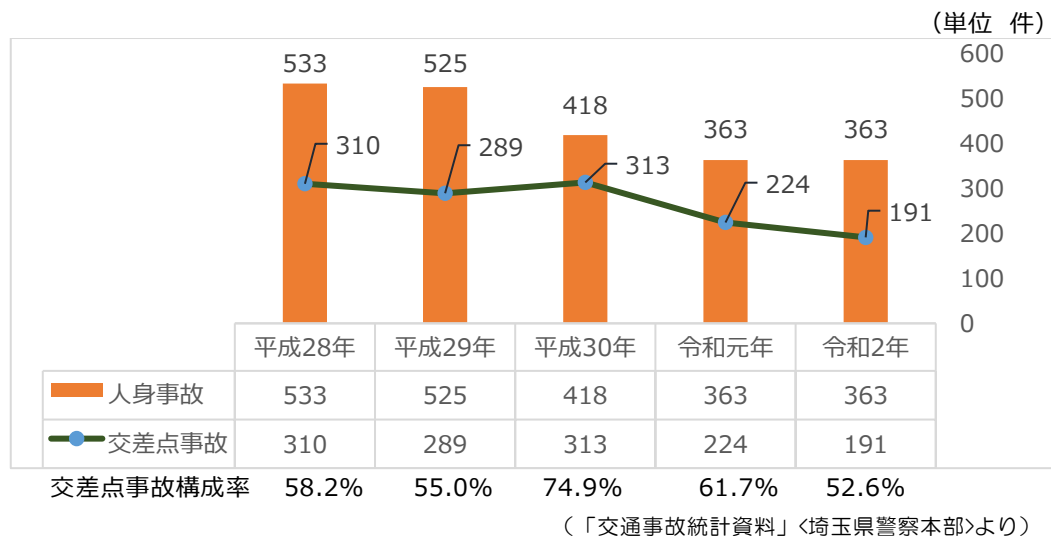
	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		合 計	
	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者
四 輪 車	345	0	302	1	256	1	202	0	234	2	1,339	4
二 輪 車	68	3	70	0	42	0	44	1	50	1	274	5
自 転 車	140	2	146	3	117	1	98	1	91	0	592	7
歩 行 者	63	1	75	3	73	2	69	1	61	0	341	7
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	616	6	593	7	488	4	413	3	436	3	2,546	23

(「交通事故統計資料」<埼玉県警察本部>より)

3 交差点での事故が多発

市内における交差点での事故率は高く、平成28年から令和2年までの過去5年間の人身事故のうち、交差点での事故の構成率は、いずれも50%を超えています。

表 - 3 市内の道路形状別交通事故件数の推移



4 朝・夕に交通事故が多発

平成28年から令和2年までの5年間における交通事故件数を時間帯別に見ると、午前8時から午前10時及び午後4時から午後6時の時間帯の発生が多く、これらの時間帯で約30%となっています。

表 - 4 市内の時間帯別交通事故発生件数の推移

(単位 件)

時間帯	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合 計
0 ～ 2	7	3	6	3	10	29
2 ～ 4	4	4	4	2	5	19
4 ～ 6	13	11	5	12	3	44
6 ～ 8	72	64	55	48	41	280
8 ～ 10	91	79	59	52	52	333
10 ～ 12	58	62	35	54	40	249
12 ～ 14	49	59	49	29	43	229
14 ～ 16	66	52	44	39	41	242
16 ～ 18	73	83	54	52	48	310
18 ～ 20	64	63	64	45	44	280
20 ～ 22	27	34	29	20	17	127
22 ～ 24	9	11	14	7	19	60
合 計	533	525	418	363	363	2,202

(「交通事故統計資料」〈埼玉県警察本部〉より)

～ まとめ ～

第10次狭山市交通安全計画に沿って各種交通安全対策に取り組んできた結果、年間の交通事故件数、負傷者数については減少傾向にあります。

しかしながら、依然として交通事故は数多く発生しており、人身事故とならなかったケースであっても、ひとつ間違えると重大事故につながる可能性がある事故も発生していることから、引き続き、効果的な交通安全対策を推進し、交通事故防止に努めることが求められます。

また、本市の交通事故の状況は、埼玉県と同様に推移しており、高齢者が関係する事故や自転車乗車中、歩行中の事故の割合が高くなっているなど、同じ課題を抱えていることから、第11次狭山市交通安全計画では、埼玉県交通安全計画の重点を踏襲し、「高齢者・子どもの安全確保」、「自転車及び歩行者の安全確保」、「交通事故が起こりにくい環境づくり」の3つを重点に位置付け各種交通安全対策を積極的に推進します。

第1部 総論

第3章 交通安全対策の方針

第11次埼玉県交通安全計画に掲げられた「人優先」の交通安全思想を踏襲し、「高齢者」・「子ども」・「自転車」・「歩行者」・「交差点」に関連する対策を「重点」に位置付け、関係行政機関・交通関係団体等と連携して交通安全対策を推進します。

1 交通安全対策の重点

1 高齢者・子どもの安全確保

- 一層進展する高齢化社会を見据え、交通事故の被害に遭いやすい高齢者に対しては、地域での交通安全教育を推進します。
- 高齢運転者に起因する交通事故防止のため、運転免許証更新時の高齢者講習のほか、「運転免許証の自主返納」及びペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する「安全運転支援装置」の設置を促進する施策を行います。
- 幼児・児童に対する交通安全教育は、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として重点的に実施するとともに、年齢に応じた交通安全教育を推進します。
- 子どもや高齢者が安全に通行できるよう、通学路における歩道等の整備、生活道路での安全対策を推進します。

2 自転車及び歩行者の安全確保

- 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づいて、自転車の交通ルールの周知、啓発、指導取締りにより自転車の安全利用の促進を図ります。
- 自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図るため、自転車通行空間の整備を推進します。
- 歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育や道路横断時の安全確認の徹底について周知、啓発するとともに、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を前提としたゾーン30対策等を推進します。

3 交通事故が起こりにくい環境づくり

○交通事故の半数以上が交差点及びその付近において発生していることなどから、交通量や通学路等の実態を考慮して、信号機の新設や改良、交差点整備等をはじめとした交通安全施設の適正な維持管理を推進します。

2 交通安全対策の柱

1 道路交通環境の整備

本市の交通事故件数は近年減少傾向にありますが、交通事故死者数を状態別でみると、歩行者及び自転車利用者が最も多いことから、歩行者及び自転車利用者の視点からの道路整備や交通安全対策を推進するとともに、特に交通の安全を確保する必要がある道路においては、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が安全に通行できる道路交通環境の整備を推進します。

2 交通安全思想の普及徹底と道路交通秩序の維持

人優先の交通安全思想のもと、市民一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを遵守しながら、交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てるため、年齢に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の年代に対しても、高齢者の特性を知り、配慮する意識を高め、さらに地域の安全にも目を向ける機会として、啓発活動を推進します。

市民生活を直接侵害する違反については、関係行政機関、交通関係団体等と協議を行い、交通秩序の維持を図ります。

3 救助・救急体制の充実と被害者等支援の推進

交通事故による負傷者の救命を図りその被害を最小限に抑えるため、救助・救急体制の充実を図ります。

また、交通事故の当事者は事故処理や示談交渉など、それまで経験したことのない煩雑な手続きに悩まされ、特に、被害者やその家族は、肉体的・精神的な苦痛のほか、経済的な困難に直面する場合もあることから、埼玉県の相談機関や市内の被害者等支援団体と連携しながら、被害者等の心情に配慮した交通事故相談等の充実を図ります。

3 交通安全対策の目標

狭山市交通安全計画に掲げた「安全・安心な狭山」を目指すには、交通事故をゼロにすることが究極の目標ではありますが、現実的には交通事故をゼロにすることは非常に困難であると考えています。

そのため、まずは過去5年間の人身事故件数の減少割合を参酌して、本計画期間の5年間に、毎年、人身事故件数が1割減少することを見込み、令和7年までに年間の人身事故件数を193件以下とする目標を設定しました。

【目標】

令和7年(2025年)までに、年間の人身事故件数を193件以下とする。

(※ 年間の人身事故件数は、1月から12月の合計)

● 第4次 狭山市総合計画 後期基本計画 施策57「交通安全対策の充実」～ 施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年 (1月から12月)	令和7年 (1月から12月)
市内で発生した人身事故件数	363件	193件

● SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）～

2015年9月の国連において採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」では、「2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」ことを目標としています。

また、「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」では、「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」としています。

狭山市は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「SDGs(Sustainable Development Goals)」の理念の達成を目指します。



第1部 総論

第4章 計画の推進

1 関係機関・団体等

1 関係行政機関（埼玉県・警察・消防等）

埼玉県（防犯交通安全課、川越県土整備事務所）、警察（埼玉県警察本部、狭山警察署）、埼玉西部消防局、関東地方整備局大宮国道事務所は、道路交通環境の整備や啓発活動などに取り組み、交通安全対策を推進します。

2 交通関係団体、ボランティア等（市民）

交通関係団体（交通安全対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会）及びボランティア等（学校支援ボランティアセンター（SSVC）、地域防犯ネットワーク（APOC）、自治会等）は、相互に協力しながら、登下校の見守り活動や啓発活動などに取り組み、交通安全対策を推進します。

3 市内事業者、事業者団体

市内事業者及び事業者団体（事業用自動車交通安全協会、安全運転管理者協会、トラック協会、自転車軽自動車商協同組合等）は、安全運転講習会や啓発活動などに取り組み、交通安全対策を推進します。

2 進捗状況の確認（進行管理）

本計画の進捗状況については、毎年度、各施策に掲げたとりくみに対応する関係機関に確認したうえで、「狭山市交通安全対策協議会」に報告し、必要に応じて見直し等を行っていくこととします。

第2部 施策・とりくみ

第1章 道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底と 道路交通秩序の維持

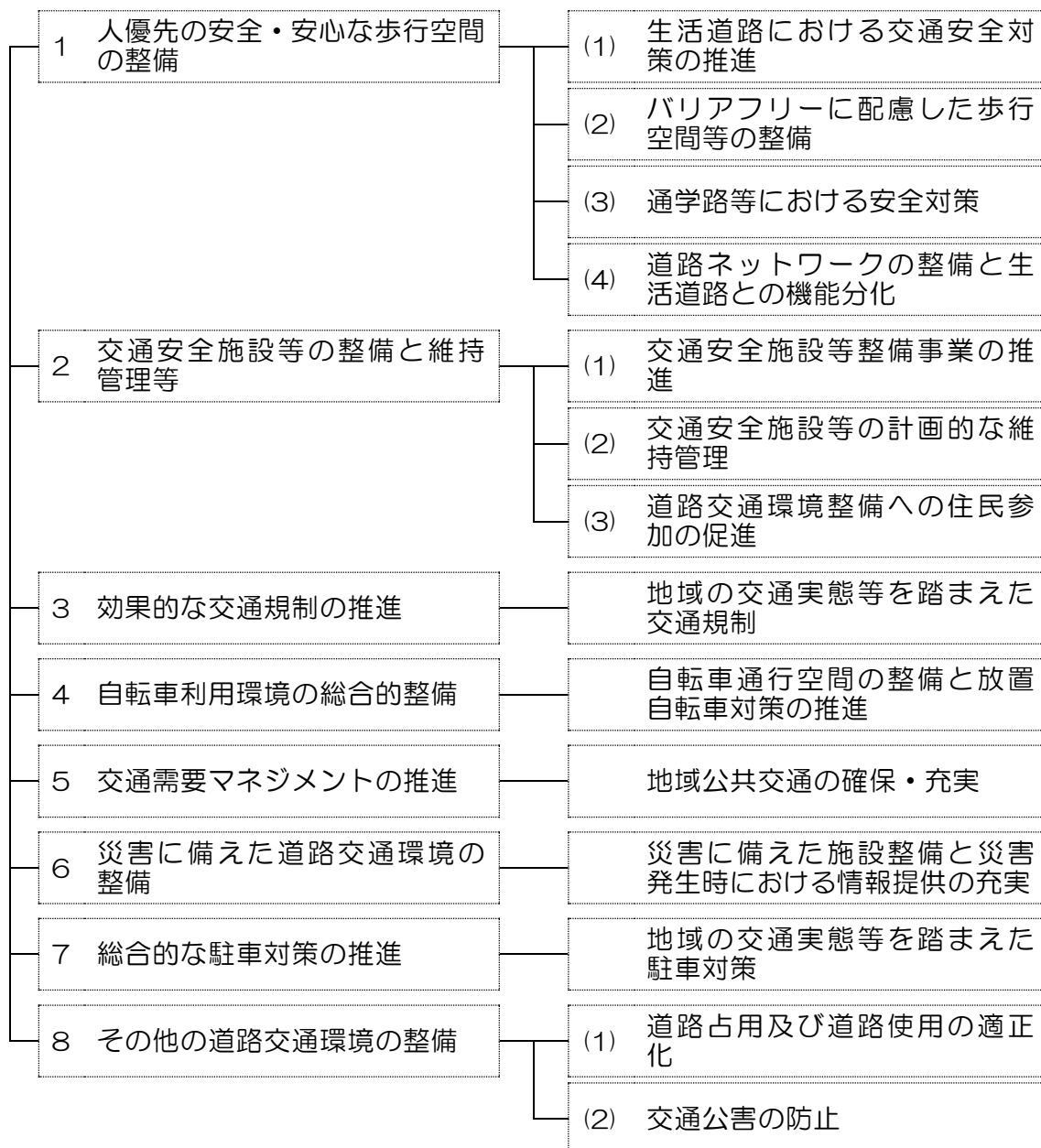
第3章 救助・救急体制の充実と 被害者等支援の推進

第2部 施策・とりくみ

第1章 道路交通環境の整備

《施策体系》

(とりくみ)



施策1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

とりくみ(1) 生活道路における交通安全対策の推進

関係機関	交通防犯課 道路雨水課 保育幼稚園課 狭山警察署
事業	交通規制（ゾーン30・車両侵入抑制、速度抑制対策）
	交通安全施設整備（維持管理）
	道路施設整備（維持管理）

交通事故の多いエリアにおいては、道路管理者及び警察署、公安委員会と連携して、歩行者等の安全を確保するため、「ゾーン30」等の効果的な交通規制を検討するとともに、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間等を確保するため、交通安全施設及び道路施設の整備を推進します。

とりくみ(2) バリアフリーに配慮した歩行空間等の整備

関係機関	交通防犯課 道路雨水課 街路整備課 都市計画課 障害者福祉課 狭山警察署
事業	信号機、道路標識の整備
	道路整備（バリアフリーに配慮した整備、維持管理）

高齢者や障害者を含め全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン（※1）の整備を推進し、合わせて信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化（※2）等を推進します。

また、歩道の段差改善等、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。

※1「エスコートゾーン」

横断歩道の中央部に敷設された点字ブロックに似た点状の突起によるラインで、これを辿って歩行することにより、視覚障害者が横断歩道から外れることなく道路を渡れるように配慮された設備

※2「道路標識の高輝度化」

夜間における交通の安全と走りやすい交通環境を確保するため、太陽エネルギーを利用して夜間に点滅発光する自発光式道路標識、道路釘を設置すること

とりくみ(3) 通学路等における安全対策

関係機関	交通防犯課 道路雨水課 教育指導課 学務課 保育幼稚園課 狭山警察署
事業	通学路安全総点検
	交通安全施設整備（グリーンベルト等）
	道路施設整備（ガードレール等）

通園・通学路や未就学児が日常的に利用する経路を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、歩道やガードレール、グリーンベルト等の交通安全施設の整備を進めるとともに、保護者や学校関係者による通学路安全総点検を実施し、地域住民の視点からの交通安全対策を推進します。

とりくみ(4) 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化

関係機関	街路整備課 道路雨水課 都市計画課
事業	都市計画道路、幹線道路整備
	国・県道の整備要望

幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、国・県道の整備要望及び都市計画道路、主要幹線道路の整備を推進します。

施策2 交通安全施設等の整備と維持管理等

とりくみ(1) 交通安全施設等整備事業の推進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	信号機、道路標識の整備
	交通安全施設整備（区画線、視線誘導標等設置）

道路管理者及び警察署、公安委員会と連携し、道路の構造及び交通の実態等を勘案して、交通事故多発交差点、事故危険箇所等に信号機を設置するほか、既設の信号機器のLED化及び歩車分離式信号機の導入を推進します。

あわせて、高輝度化標識等の整備をするとともに、区画線の設置、視線誘導標の設置等、道路環境に即した対策を推進します。

とりくみ(2) 交通安全施設等の計画的な維持管理

関係機関	交通防犯課 道路雨水課 狭山警察署
事業	交通安全施設整備（維持管理）

整備後長期間が経過した交通安全施設の老朽化対策が課題となっていることから、計画的な老朽施設の更新、不要な施設の撤去等を推進するとともに、維持管理費の削減も図ります。

とりくみ(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進

関係機関	道路雨水課 交通防犯課
事業	道路修繕（住民参加による道路交通環境整備）

安全な道路交通環境の整備にあたっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、道路の損傷等に関する通報など、交通安全対策に関して住民が参加できる仕組みを構築し、行政と住民の連携による道路交通環境整備を推進します。

施策3 効果的な交通規制の推進

とりくみ 地域の交通実態等を踏まえた交通規制

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通規制（速度抑制、駐車規制、事前協議）

地域の交通実態や交通事故発生状況等を勘案しつつ、生活道路の速度抑制対策や、道路環境、交通量等に応じた駐車規制を推進します。

また、周辺交通に影響を及ぼすと見込まれる公共施設、大型店舗、工業施設等については、計画段階から、関係機関と協議し、先行的な交通規制を推進します。

施策4 自転車利用環境の総合的整備

とりくみ 自転車通行空間の整備と放置自転車対策の推進

関係機関	交通防犯課 街路整備課 狭山警察署
事業	都市計画道路、幹線道路整備(自転車通行空間の整備)
	国・県道の整備要望(自転車通行空間の整備)
	交通安全施設整備(自転車通行空間の整備)
	放置自転車対策(自転車駐車場の整備)

幹線道路等の整備にあわせて、自転車通行空間の整備を推進します。

また、駅周辺等における自転車・原動機付自転車の放置問題を解決するため、駅周辺の自転車駐車場を適正に管理するとともに、放置自転車等の整理・撤去を推進します。

施策5 交通需要マネジメントの推進

とりくみ 地域公共交通の確保・充実

関係機関	交通防犯課
事業	地域公共交通対策

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保のために、持続可能な移動手段の確保・充実に努める取組を推進します。

施策6 災害に備えた道路交通環境の整備

とりくみ 災害に備えた施設整備と災害発生時における情報提供の充実

関係機関	管理課 街路整備課 道路雨水課 交通防犯課 危機管理課 狭山警察署
事業	橋りょう、道路、道路構造物、交通安全施設維持管理
	災害情報等の収集・提供

災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、橋りょうや道路構造物、交通安全施設の維持管理を推進します。

また、災害発生時には、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集、提供します。

施策7 総合的な駐車対策の推進

とりくみ 地域の交通実態等を踏まえた駐車対策

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	駐車規制、普及啓発活動

地域の交通実態等に応じた駐車規制の点検・見直しを行うとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを実施します。

また、違法駐車防止気運の醸成・高揚のため、関係機関・団体との連携により広報・啓発活動を行います。

施策8 その他の道路交通環境の整備

とりくみ(1) 道路占用及び道路使用の適正化

関係機関	管理課 狭山警察署
事業	道路の使用及び占用許可

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

とりくみ(2) 交通公害の防止

関係機関	環境課 狭山警察署
事業	交通公害防止、普及啓発活動

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動等の交通公害を防止するため、大気及び騒音等の調査を定期的実施し、交通公害対策の基礎資料とします。

また、公共交通の利用促進と同時に、自動車を使用する際のエコドライブによる効率的な運転や、買い換え時の電動車の選択など、環境にやさしい交通の実現に向けた取り組みを推進します。

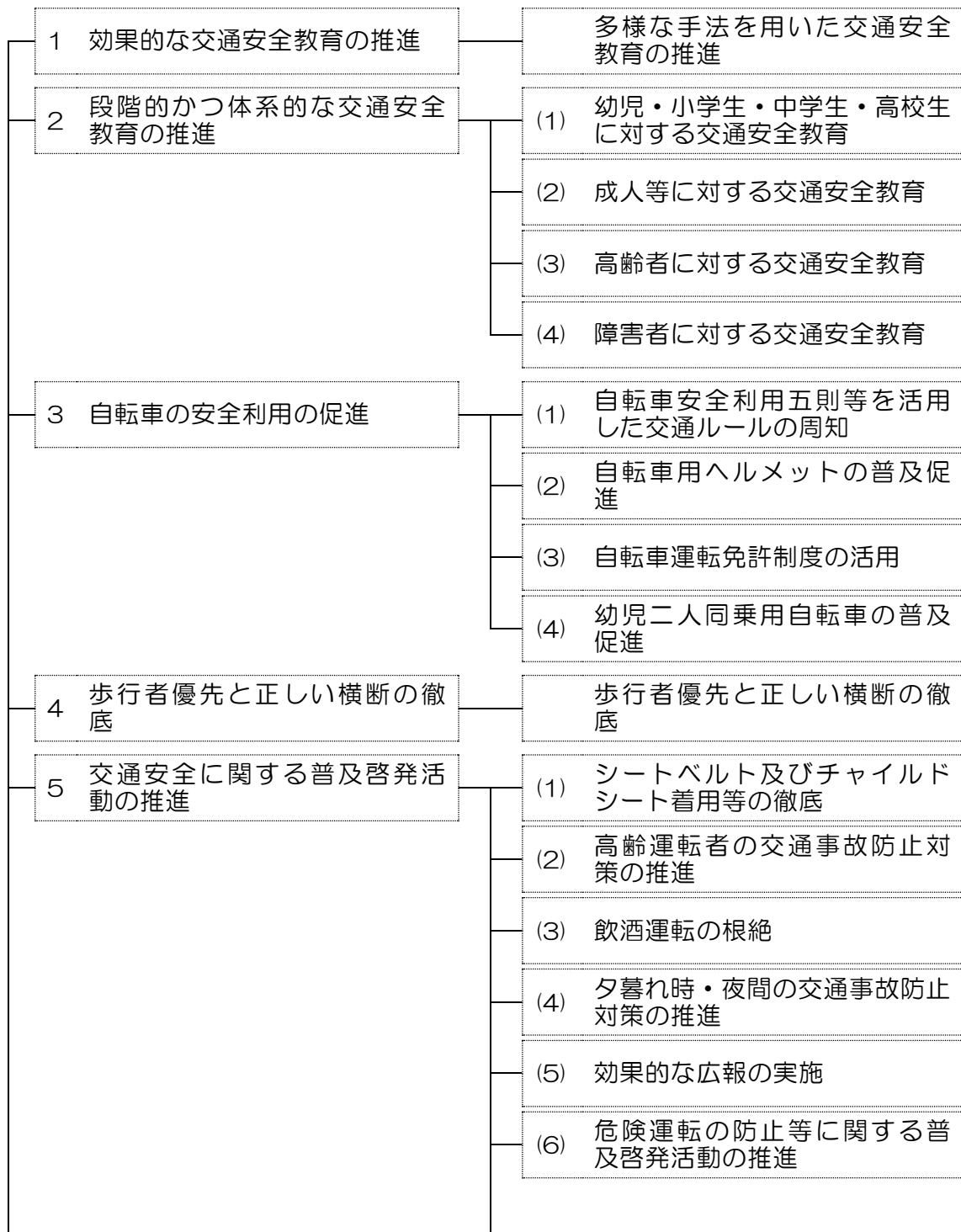
第2部 施策・とりくみ

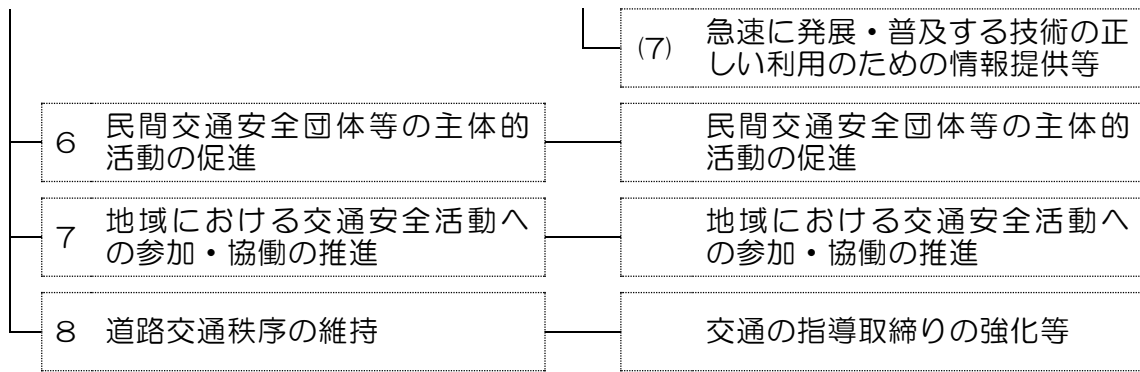
第2章

交通安全思想の普及徹底と
道路交通秩序の維持

《施策体系》

(とりくみ)





施策1 効果的な交通安全教育の推進

とりくみ 多様な手法を用いた交通安全教育の推進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育（技術の進展等を踏まえた交通安全教育）

社会やライフスタイルの変化に応じ、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用により、対面によらない交通安全教育について効果的に推進するとともに、技術の進展を踏まえ、シミュレーターやVR機器の活用など、多様な手法を用いて、常に効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

施策2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

とりくみ(1) 幼児・小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育

関係機関	交通防犯課 保育幼稚園課 教育指導課 狭山警察署
事業	交通安全教育（年齢層に応じた交通安全教育）

①幼児

幼稚園及び保育所、認定こども園等においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、保育中の事故防止及び安全対策の一環として、保育活動のあらゆる場面をとらえて、基本的な交通ルールや日常生活において安全に道路を通行するために必要な知識を習得させることを目標とします。

②小学生

学校の教育活動の中で、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの意味と必要性等について重点的に交通安全教育を実施するとともに、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得と、道路及び交通の状況に応じた危険を予測し、これを回避する意識と能力を高めることを目標とします。

③中学生

学校の教育活動の中で、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施するとともに、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

④高校生

学校の教育活動の中で、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、自動車等の免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施するとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等責任をもって行動することを目標とします。

また、二輪車の交通安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、関係機関や団体、PTA等と連携しながら、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。

とりくみ(2) 成人等に対する交通安全教育

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育（年齢層に応じた交通安全教育）

交通事故及び交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、悪質・危険な運転の防止を図ります。

また、参加しやすい効果的な交通安全教育を推進するため、自転車、二輪車及び四輪車の運転実技教育など、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するほか、運転免許を取得しない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない人も交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。

とりくみ(3) 高齢者に対する交通安全教育

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育（年齢層に応じた交通安全教育）

運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中・自転車乗車中の交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及を促進します。

とりくみ(4) 障害者に対する交通安全教育

関係機関	交通防犯課 障害者福祉課 狭山警察署
事業	交通安全教育（障害に応じた交通安全教育）

教材に関する工夫をしながら、地域の福祉活動の場を利用するなどして、障害の種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

施策3 自転車の安全利用の促進

とりくみ(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

関係機関	交通防犯課 教育指導課 狭山警察署
事業	交通安全教育（自転車の安全利用）、普及啓発活動

「自転車安全利用五則」（平成19年7月中央交通安全対策会議交通対策本部決定）の活用等により、歩行者や車両に配慮した通行など、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発により、ルールとマナーの向上を図るとともに、無灯火やスマートフォン等を操作しながらの乗車の危険性等について周知します。

とりくみ(2) 自転車用ヘルメットの普及促進

関係機関	交通防犯課 教育指導課 狭山警察署
事業	交通安全教育（自転車の安全利用）、普及啓発活動

ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解を促進するため、交通安全教室や各種広報媒体を活用して、全ての年齢層の自転車利用者に対し、自転車用ヘルメットの普及啓発を図ります。

とりくみ(3) 自転車運転免許制度の活用

関係機関	交通防犯課 教育指導課 狭山警察署
事業	交通安全教育（自転車の安全利用）

子どもに対して「自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導し、自転車の安全な利用を推進します。

とりくみ(4) 幼児二人同乗用自転車の普及促進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育（自転車の安全利用）、普及啓発活動

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用するよう啓発活動を行います。

施策4 歩行者優先と正しい横断の徹底**とりくみ 歩行者優先と正しい横断の徹底**

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育、交通指導取締り、普及啓発活動

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図るとともに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

あわせて、これらに関し、関係機関・団体と協力した広報啓発活動を行います。

施策5 交通安全に関する普及啓発活動の推進**とりくみ(1) シートベルト及びチャイルドシート着用等の徹底**

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育、普及啓発活動

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を展開します。

とりくみ(2) 高齢運転者の交通事故防止対策の推進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	高齢者運転免許証自主返納支援
	安全運転支援装置設置助成
	交通安全教育（年齢層に応じた交通安全教育）

高齢運転者に起因する交通事故防止のため、「高齢者運転免許証自主返納支援制度」及び「安全運転支援装置設置助成制度」を継続して実施します。

また、運転免許証更新時の高齢者講習のほか、関係機関・団体等と連携し、運転適性診断や運転技能診断による個別指導を行う等の運転者教育を推進します。

とりくみ(3) 飲酒運転の根絶

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育、普及啓発活動

飲酒運転の危険性や事故の実態を周知するための交通安全教育や啓発活動を推進します。また、飲酒運転を根絶するため、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、提供飲食店等の関係者とともに、ハンドルキーパー運動（※）を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

※「ハンドルキーパー運動」

自動車で飲食店などに来て飲酒する際に、仲間同士や飲食店の協力を得て「飲まない人（ハンドルキーパー）」を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動

とりくみ(4) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育、普及啓発活動

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯や、歩行者・自転車利用者に対する反射材用品や自発光式ライト等の普及を図ります。

とりくみ(5) 効果的な広報の実施

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	普及啓発活動

広報さやま、公式ホームページ、SNS 等の様々な媒体を活用し、交通事故ゼロを意識した広報や日常生活に密着した内容の広報を実施します。

とりくみ(6) 危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育、普及啓発活動

妨害運転や飲酒運転等の危険運転を根絶するための広報啓発活動に努めます。

とりくみ(7) 急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全教育、普及啓発活動

衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえよう、自動車アセスメント情報(※)、安全装置の有効性、ドライブレコーダー、自動車の点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を、自動車ディーラーや販売店、関係機関・団体等と連携し、分かりやすく周知します。

※「自動車アセスメント情報」

車に乗る人が安全な車を選びやすく、車を作るメーカーがより安全な車の開発を促進するために、市販されている自動車を対象に、衝突時の乗員の被害軽減性能、予防安全性能等の比較試験を行い、その結果を公表する。国土交通省告示の基づき実施しているもの。

施策6 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

とりくみ 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全推進(活動支援と連携)

地域において、民間団体等が主体的に行う交通安全活動に対して、その効果をより一層高めるため、活動に対する支援を行うとともに、

また、各季の交通安全運動等の際は、狭山市交通安全対策協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう展開を図ります。

施策7 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

とりくみ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通安全推進（活動支援と連携）

市及び警察、学校、企業、関係団体、地域、家庭が連携して、それぞれの特性を活かした交通安全活動を実施することで、市民一人ひとりの交通安全に対する意識を高揚させ、活動の充実を図ります。

施策8 道路交通秩序の維持

とりくみ 交通の指導取締りの強化等

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通指導取締り

交通ルール無視による交通事故を防止するため、重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りや交通事故事件捜査等を通じ、道路交通秩序の維持を図ります。

あわせて、暴走族対策及び旧車會（※）対策に関しては、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図ります。

また、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、傘さし、イヤホン、携帯電話の使用及び通行者に危険を及ぼす違反等に対して自転車指導警告カードを活用した指導警告を行い、特に、違反を繰り返す悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。

※「旧車會」

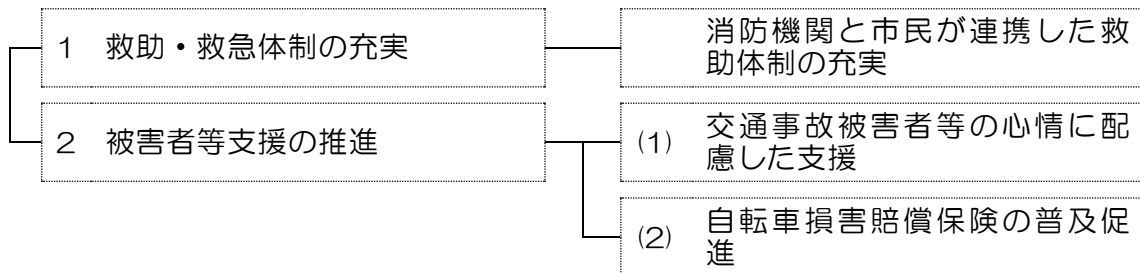
旧型の自動車又は自動二輪車を暴走族風に改造し、集団走行を行うグループの総称で、「会」の字に旧字体の「會」を用いるのが特徴。一般のクラシックカーや旧型オートバイの愛好家の集まりとは異なる。

第2部 施策・とりくみ

第3章 救助・救急体制の充実と被害者等支援の推進

《施策体系》

(とりくみ)



施策1 救助・救急体制の充実

とりくみ

消防機関と市民が連携した救助体制の充実

関係機関	埼玉西部消防局 狭山警察署
事業	救助体制の充実

複雑・多様化する交通事故への救助活動を迅速・的確に行えるように、消防機関の救助体制の充実を促進します。

あわせて、交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた市民（バイスタンダー）による適切な応急手当が必要であることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当講習会の推進を図るとともに、インターネットを活用して市民に AED の設置情報を提供します。

施策2 被害者等支援の推進

とりくみ(1) 交通事故被害者等の心情に配慮した支援

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	交通事故被害者等支援

交通事故の被害者やその家族等の困りごとに関し、埼玉県をはじめとした関係機関や市内の被害者等支援団体と連携しながら、被害者等の心情に配慮した交通事故相談等の充実を図ります。

とりくみ(2) 自転車損害賠償保険の普及促進

関係機関	交通防犯課 狭山警察署
事業	普及啓発活動

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償を求められるケースもあります。

こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、事業者及び関係団体と連携し、保険や共済の加入状況の確認や、未加入者への損害賠償責任保険等への加入を促進します。

また、自転車小売業者に、自転車の購入者に対し自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害保険等への加入の必要性等を助言するよう求めます。

第11次狭山市交通安全計画

狭山市 市民部 交通防犯課

〒350-1380

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111（代表）

FAX：04-2954-6262（代表）

URL：<http://www.city.sayama.saitama.jp/>

E-mail：kotsu@city.sayama.saitama.jp